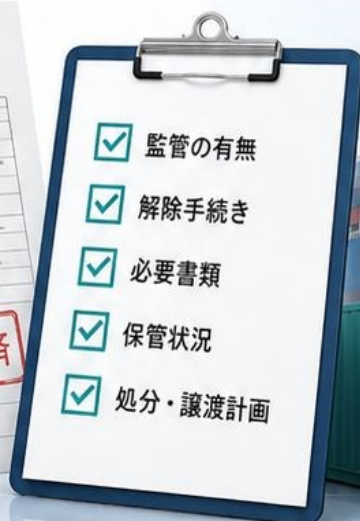


海関篇

— 輸入設備・監管解除 —



処分する前に、監管の有無を確認する



1



監管の有無を確認

輸入設備には監管
(輸入規制)がかかっ
ている場合があります。

2



未解除のまま処分すると

罰則・追徴課税・信用リスク
などのリスクが発生する
可能性があります。

3



適切な手続きで安心・安全に

監管解除を完了し、関連書類を
整えてから処分・譲渡を
行いましょう。



この資料を読む症状

— このような症状が出ていませんか? —

1

輸入設備や監管設備があるか分からない



2

設備を売却、廃棄、移設してよいか不安



3

免税・減税設備の扱いを確認していない



4

輸入部品、保税在庫、残材の処理があいまい



5

過去の輸入書類や海関資料が見つからない



6

税務清算や登記抹消の前に
海関対応が必要か分からない



1つでも当てはまれば、この資料の確認対象です。



よくある誤解

— 輸入設備・監管解除 —

誤解1

自社の設備だから自由に売れる

輸入時に免税・減税や監管条件が付されている場合、
海関の許可なしに売却・譲渡・搬出はできません。



誤解2

古い設備なら海関は関係ない

中古・老朽設備であっても、輸入時に監管対象であった場合は、監管解除手続が必要です。



誤解3

帳簿から除却すれば処分できる

帳簿上の除却は社内会計の処理に過ぎません。
海関の監管状態が解除されない限り、処分はできません。



誤解4

通関業者に聞けば後から分かる

事後確認では必要書類の取得や手続に時間がかかり、
コスト増や処分の差止めにつながる可能性があります。



海関対応では、所有権や帳簿処理だけでなく、輸入時の条件、監管期間、
免税・減税の有無、解除手続の要否を確認する必要があります。
現物を動かした後に確認すると、説明や手続が難しくなることがあります。



放置すると起きる地雷

1



監管設備を確認せずに売却してしまう



2



免税・減税設備を勝手に処分してしまう



3



輸入部品や保税在庫の残数を説明できない



4



設備の設置場所や現物状態を説明できない



5



輸入書類、発票、契約書が見つからない



6



海関解除や補税が必要になり手続きが止まる



7



税務清算や会社整理の途中で追加確認が発生する



**海関の地雷は、現物を動かした後に
見つかりと重くなります。**

売却、廃棄、移設の前に、海関上の制限が
残っていないかを確認することが重要です。



まず確認すること

1



輸入設備リスト

設備名、型番、数量、取得時期、設置場所、現物の有無

2



輸入関連資料

輸入申告書、契約書、発票、パッキングリスト、支払記録

3



監管・免税情報

監管期間、免税・減税の有無、解除済みか未解除か

4



現物状態

使用中、停止中、売却予定、廃棄予定、移設予定

5



在庫・部品

輸入部品、保税在庫、残材、不良品、廃棄予定品

6



関係者確認

財務、設備、倉庫、購買、通関担当、通関業者、専門家

i

設備・在庫の情報がそろっていないと、海関対応の判断ができません。
関係者と連携して、情報を集めましょう。



処分前に 確認する順番

1



現物を確認する

設備名、型番、銘板、管理番号、設置場所を記録する

2



帳簿と照合する

固定資産台帳、設備リスト、会計処理と照合する

3



輸入資料と照合する

輸入申告書、契約書、発票、支払記録と照合する

4



海関上の制限を確認する

監管、免税・減税、解除手続、補税の要否を確認する

5



処分方法を決める

売却、廃棄、移設、残置について、必要な手続を確認する



現物、帳簿、輸入資料、海関条件がつながって初めて、安全に処分方法を判断できます。



実務チェックリスト

— 輸入設備・監管解除 —

- ☐ 輸入設備の有無を確認したか
- ☐ 固定資産台帳と輸入設備リストを照合したか
- ☐ 設備の銘板、型番、設置場所を記録したか
- ☐ 輸入申告書、契約書、発票を確認したか
- ☐ 免税・減税設備の有無を確認したか
- ☐ 海関監管期間が残っていないか確認したか
- ☐ 監管解除済みか未解除か確認したか
- ☐ 売却、廃棄、移設前に手続要否を確認したか
- ☐ 輸入部品、保税在庫、残材を確認したか
- ☐ 不良品、廃棄品の処理証拠を残すか
- ☐ 通関担当、通関業者、専門家に確認する資料をまとめたか
- ☐ 現物を動かす前に海関上の確認をしたか

☐ が多いほど、海関・輸入設備対応の再確認が必要です。



まとめ・関連資料・免責

1 まとめ

- ✓ 設備や在庫は、自社のものに見えても、海関上、自由に売却・廃棄・移設できるとは限りません。
- ✓ 輸入設備、監管設備、免税・減税設備、輸入部品、保税在庫などは、現物、帳簿、輸入資料、海関条件を照合してから判断する必要があります。
- ✓ 現物を動かした後に海関上の問題が見つかったら、説明や手続きが難しくなることがあります。



2 関連資料



リスク診断票



設備・在庫篇



税務清算篇



原状回復篇



支援内容

3 免責



本資料は、中国現地法人の再編・整理に関する一般的な実務上の注意点を整理したものです。個別案件の法務・税務・労務・海関・環境判断については、弁護士、会計士、通関業者、その他専門家にご確認ください。